

# ディスクロージャー表彰/ディスクロージャー新人賞 概要

## 1. 表彰制度について

### (1) 表彰方針

上場会社のディスクロージャーの充実を促進する観点から、企業内容等を適時、適切に、投資者にわかりやすい形で開示しているなど、ディスクロージャーに積極的に取り組んでいると認められる上場会社を表彰する。

### (2) 選定対象会社

上場内国会社を選定対象とする。なお、ディスクロージャー新人賞については、平成18年1月1日から同年12月31日の間に新規上場（テクニカル上場を除く）した内国会社を選定対象とする。

### (3) 選定要素

主として、決算短信（本決算）における開示内容、株主向け書類（事業報告書、株主通信、アニュアルレポート、CSR報告書、環境報告書等）、ホームページにおける情報提供、適時開示体制に関する宣誓書添付書類の記載内容等に加え、全選定対象会社に対して行うアンケート調査を主な選定要素とする。その他の適時開示や法定開示、IR活動の状況等についても参考とする。

### (4) 選定対象決算期

毎年4月1日から翌年3月31日までの間に到来した決算期とする（今回は、平成18年4月期～平成19年3月期の決算会社を対象とした）。

### (5) 表彰時期

毎年1回、1・2月頃に表彰を行う。

### (6) その他

表彰会社は、表彰年度後4年間、ディスクロージャー表彰の選定対象会社から除外する。

## 2. 選定方法

学識経験者、公認会計士、証券アナリスト、機関投資家等各方面の専門家7名からなる「上場会社表彰選定委員会」において選定を行う。

具体的には、情報開示の早期性、情報内容の充実性等の観点から、決算発表に要した日数などの外形的要素、決算短信及び株主向け書類の記載内容等について、以下に掲げる基準に基づき評価を行ったうえで表彰会社の選定を行う。

### 3. 選定において評価するポイント

#### (1) 外形的要素

決算発表所要日数が45日以内であり、かつ、直近の四半期開示において、B S、P L、C F、セグメント情報（連結作成会社のみ）を開示している上場会社について評価を行う。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、表彰対象から除くこととする。

タイムリー・ディスクロージャーにおいて、重大な不備（開示の遅延、開示内容の不備等）がある場合

決算短信、有価証券報告書（半期報告書を含む。）において、重大な訂正がなされている場合

決算短信において、重要な開示内容の漏れがある場合

その他

#### (2) 決算短信等における主な評価のポイント

##### a. 決算短信(本決算)

経営方針及び経営成績の説明等が充実しているかどうか。また、わかりやすく記載されているかどうか。

その他、参考情報の提供など、開示上前向きな工夫がなされているかどうか。

決算発表が相当程度、早期に行われている場合には、決算短信における評価に加味している。

##### b. 株主向け書類（事業報告書、株主通信、アニュアルレポート、C S R 報告書、環境報告書等）

経営成績その他の投資情報の提供の充実や経営に対する投資者の理解を深めるための工夫がなされているかどうか。

記載されている情報の質及び情報量が、当該書類の性格・作成目的に応じたものであるかどうか。

##### c. ホームページ

ホームページの利点を生かして、見やすく、わかりやすい情報提供ときめ細かな情報提供がバランスよくなされているか。

決算情報をはじめ、各種の投資判断情報の掲載が充実しているか（決算短信、各種財務分析指標の数値データ、適時開示情報、コーポレートガバナンス情報、法定開示情報など）。

決算説明会、株主総会の動画配信等を実施しているか。

##### d. 適時開示体制に関する宣誓書添付書類

開示担当組織の整備についての説明が充実しているかどうか。

適時開示手続の整備についての説明が充実しているかどうか。

適時開示体制を対象としたモニタリングの整備についての説明が充実しているかどうか。

##### e. その他

全選定対象会社を実施したアンケートの回答内容。

ディスクロージャーやI Rに対する姿勢など。